

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 大脇久和、田中多門及び青柳雅博並びに前任久留米市監査委員 島原修一が実施したものです。

平成25年1月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
上下水道部	総務、経理課、営業管理課、 上水道建設課、上水道給水課、 浄水管理センター、下水道業務課、 下水道建設課、下水道施設課、 田主丸事務所、北野事務所、 城島事務所、三瀬事務所	平成24年11月6日 ～12月28日	4	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、 安全安心推進課、広聴・相談課、 消費生活センター、人権・同和対策課、 人権啓発センター、隣保館、 男女平等政策課、 男女平等推進センター	平成24年11月13日 ～12月28日	2	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

## 【上下水道部】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

##### 〔現金取扱事務〕

現金領収証書の冊子を使用して現金を収納した場合に、支払者に対し交付すべき「現金領収証書」が、交付されずに残っているものがある。

##### 〔燃料・公用車管理事務〕

公用車に給油した際に給油所から受領した納品書を紛失し、注油券の控え等との照合が行われていないものがある。

##### 〔切手、金券等有価物管理事務〕

保管しているはがきについては、切手等の管理簿に記載がなく、また、定期的な照合点検も行われていないなど、管理方法に不備がある状態になっている。

##### 〔契約事務〕

業務委託において、契約書若しくは請書に仕様書が添付されていない、又は仕様書の一部が欠落しているため、委託契約の内容が明示されていないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

旧町地域に設置されている地域事務所のあり方については、「久留米市行政改革行動計画」において「地域事務所における業務の見直し」が取組項目に挙げられているが、その実施に当たっては、所管の当部総務のみならず、業務の実態を熟知している各地域事務所についても当事者としての自覚を持って主体的に、また互いに連携しながら、積極的かつ迅速に進められたい。

## 【協働推進部】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

#### 〔契約事務〕

- 1 業務委託において、契約書又は請書と仕様書とが一体化されていないため、契約を証する文書に委託業務の内容が明示されていないものがある。
- 2 賃貸借において、契約事務手続上必要とされる、契約の実施伺いを作成していないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

「市民と行政との協働」は、「久留米市新総合計画」や「中期ビジョン」において行政運営の基本的視点や基盤として大事な要素とされている。さらには行政改革の計画中也においても、行政コストの削減を主眼とする「量の改革」に対し、行政だけの対応が困難な市民ニーズに応じた行政サービス実現のための「質の改革」として主要な取組と位置付けられている。

このため協働推進部では、行政内部の体制づくりによって各部局の事業展開の中で具体的な協働の促進を図る一方、協働のパートナーとなる市民等に対しては、組織の設立や公益活動拠点施設の整備運営の支援、市民活動のすそ野拡大などに加え、活動の活性化を更に図るべく、新たな補助制度や団体間のネットワークづくりのための事業など、「市民と行政との協働」推進に向けた取組を充実させている。

これら支援策の充実とそれに伴う経費の拡大は、市民が協働のパートナーとしての役割を認識し、自らの責任において自主性・自立性を持った活動を行なうためには踏むべき手順であるとも思われる。しかしながら、近年の厳しい行財政環境を前提として「市民との協働」は進めなければならない状況があることもまた改めて強く認識しておくことが必要と思われるので、行政改革行動計画にいう「質の改革」としての取組のみならず、「量の改革」の視点での取組ともなるよう期待したい。